

転出届・転入届 をお忘れなく

本人以外が下記の届出を行う場合は、委任状が必要な場合がありますので事前にお問い合わせください。

こんなときは	届 出	届出期間	手続きに必要なもの
他の市区町村から鏡野町に引っ越してきたとき	転入届	引っ越してから14日以内	本人確認書類※1 転出証明書※2 届出人の印鑑
鏡野町内で引っ越したとき	転居届	引っ越してから14日以内	本人確認書類※1 届出人の印鑑 国民健康保険証(加入されている方) 住民基本台帳カード(発行を受けている方)
鏡野町から他の市区町村へ引っ越すとき	転出届	引っ越しをする14日前から届出が可能	本人確認書類※1 届出人の印鑑 国民健康保険証(加入されている方) 印鑑登録手帳(印鑑登録をしている方) 住民基本台帳カード(発行を受けている方)
世帯主が変わったとき、世帯分離、世帯合併	世帯変更届	変更のあった日から14日以内	本人確認書類※1 届出人の印鑑 国民健康保険証(加入されている方)

※1 届出に来られた方の本人確認のため、免許証・パスポート・住民基本台帳カード等、顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。それらの本人確認書類をお持ちでない場合は事前にお問い合わせください。

※2 転出届をされますと転入先へ提出する「転出証明書」が発行されます。この証明書を持って、新しい住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。

- ・住民基本台帳カードをお持ちの方がいる世帯では転出時の窓口での手続きを簡素化することができます。
- ・介護保険・後期高齢者医療保険・乳幼児医療・児童手当等に該当する方は、それぞれについて手続きが必要です。くわしくは本庁住民税務課及び各振興センター、または新住所地の市区町村へおたずねください。

お問い合わせ先 受付時間:平日 午前8時30分から午後5時15分まで

本庁 住民税務課 住民窓口係 電話(0868)54-2985 / 奥津振興センター 電話(0868)52-2211
上齋原振興センター 電話(0868)44-2111 / 富振興センター 電話(0867)57-2111

国民年金保険料「2年前納(口座振替)」のご案内

2年前納(口座振替)のメリット

メリット①

2年間で1万4千円程度の割引となります。

メリット②

2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。

メリット③

口座振替をご利用することにより、保険料の納め忘れを防ぐことができます。

【お申し込み方法】 口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所、役場窓口へお申し出ください。

※2年前納は口座振替のみご利用が可能です。 ※お申込期限は毎年2月末までです。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課(0868)31-2363 / 鏡野町 住民税務課 年金係(0868)54-2985